退職手当について（県費負担教職員の場合）

１　支給対象職員

（１）県費の常勤職員として引き続いて６か月以上勤務した者

（２）県費の会計年度任用職員（フルタイム）のうち、常勤職員について定められた勤務時間以上現に勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて６月を超えるに至った者で，その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務した者（退職手当条例上のみなし「職員」）

（３）地方公務員法第 28 条の４～第 28 条の６の規定により採用された者（再任用職員）、任期付採用職員（短時間勤務）、会計年度任用職員（短時間勤務）には支給されない。

２　算出方法

（１）通常の退職手当

＝　退職時の給料月額　×　支給率　＋　調整額
（又は特例給料月額）

（２）ピーク時特例が適用された場合の退職手当

＝　ピークの給料月額　×　ピーク時までの支給率　＋
退職時の給料月額　×　勤続期間に応じた支給率－ピーク時までの支給率
＋　調整額

※　「ピーク時特例」とは、退職時の給料月額が、在職期間のうちで最も多い額（ピーク）とならなかった場合（給料月額の減額改定が理由の場合を除く）に、退職手当の支給率を給料月額のピークの「前」と「後」に分けて算定する特例のこと。
ピーク時特例が適用される一般的な例は下記が挙げられる。

- ピーク時の給料月額　　60 歳に達する年度の３月 31 日時点の給料月額
- 退職時の給料月額　　定年引上げに伴って減額された給料月額
- ピーク時までの支給率　　60 歳に達する年度の３月 31 日時点の支給率

３　退職時の給料月額

（１）退職時の給料月額

＝　給料　＋　教職調整額（該当者）＋　給料の調整額（該当者）

（２）特例給料月額

年齢 45 歳以上かつ勤続期間 20 年以上の者が 60 歳に達する日の属する年度の前年度の末日までに応募認定により退職した場合には、退職手当の算定の基礎となる給料月額に、60 歳に達する日の属する年度の残年数１年につき、３％の額が加算される。

＝　退職時の給料月額　×｛１＋（60 歳到達年度までの残年数　×　0.03)｝

（例）勤続 20 年以上、52 歳で応募認定退職となる者の特例給料月額

退職時の給料月額　×｛１＋（８　×　0.03)｝
＝退職時の給料月額　×　1.24

４　支給率

支給率は、勤続期間　と　退職事由　によって求められる。

（１）勤続期間の算出方法

＝　在職期間　－　除算期間

（勤続期間が１年以上で、端数の月数がある場合は切り捨てる。）

（２）在職期間

①　職員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの月数。

（②　勤続期間が１年未満の場合、６月以上は１年分の退職手当を支給する。）

（３）除算期間

①　全期間除算

ア　地方公務員法第 55 条の２による休職（組合の専従休職）

ただし，昭和 43 年 12 月 13 日以前の組合専従休暇は除算しない。

イ　地方公務員法第 26 条の６による配偶者同行休業

②　２分の１に相当する月数を除算

ア　地方公務員法第 28 条の休職（病気休職等）

ただし，公務上及び通勤による傷病による休職を除く。

イ　職員の分限に関する条例第２条による休職

ウ　地方公務員法第 29 条の停職

エ　義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設・社会福祉施設等の看護婦・保母等の育児休業に関する法律第３条による育児休業

オ　育児欠勤

カ　地方公務員の育児休業等に関する法律第２条による育児休業

キ　教育公務員特例法第 26 条による大学院修学休業

ク　地方公務員法第 26 条の３による高齢者部分休業

ケ　地方公務員法第 26 条の５による自己啓発等休業

ただし，人事委員会が別に定める要件に該当しない場合は全期間除算

※　育児休業期間のうち子が１歳に達した日の属する月までの期間については，３分の１に相当する月数を除算する。

③　３分の１に相当する月数を除算

地方公務員の育児休業等に関する法律第 10 条による育児短時間勤務

（４）通算

通算とは、岡山県職員としての在職期間に、他の公務員等の期間を含めることをいい、引き続いて在職していても、退職時に退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けている場合は、原則として通算できない。

※　東京都職員としての期間、県内の昭和 49 年９月 29 日以前の市町村の職員としての期間等公務員の期間でも通算できない場合がある。

（５）退職事由

退職事由には、定年、応募認定、自己都合、任期終了等がある。

上記により求められた勤続期間と退職事由を支給率表にあてはめて支給率を算出する。なお、60 歳に達した日以後、非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額については、当分の間、勤続期間を同じくする定年退職の支給率で算定する。

５　調整額

職の職制上の段階、等級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して定める区分に応じて月額として定められるものであり、職員の在職期間のうち、その月額の高い方から60月分の合計額を加算する。

区分	給料表 / 月額	教育職（一）（二） 小学校･中学校教育職	行政職	医療職（二）
1	65,000		９級	
2	59,550	４級（管理職手当五・六種）	８級	
3	54,150	４級（管理職手当七種）	７級	７級
4	43,350	４級（管理職手当九種） ３級（管理職手当九種）	６級	６級
5	32,500	３級（管理職手当十種） 特２級 ２級（４大卒経験年数24年以上）	５級	５級 （5級在職48月超）
6	27,100	２級（４大卒経験年数10年以上）	４級	５級 （上記以外）
7	21,700	２級（上記以外） １級（県歴15年以上）	３級	４級 ３級
8	0	１級（上記以外）	２級 １級	２級 １級

※　勤続９年以下の自己都合等退職者は調整額が支給されない。また、勤続４年以下の自己都合等退職者以外の退職者及び勤続10年以上24年以下の自己都合等退職者は調整額が半額になる。

※　会計年度任用職員（フルタイム）は「区分８」となる。

６　退職手当からの控除

（１）退職に係る所得税・県民税・市町村民税

（２）毎月の給料から控除される前年分の所得に対する県民税・市町村民税の未徴収税額
　　１月１日～４月30日の間の退職者で退職手当が５月末日までに支払われる者のみ）

（３）共済組合・互助組合貸付未償還金額
　　退職日時点の未償還元金と退職手当が支給される月までの給付金利息の合計金額が控除される。

７　支給方法

本人の指定した口座に退職日から１月以内に送金される。

退職手当事由別支給率表（調整率を含む）

勤続年数	自己都合（59歳以下）		定年 応募認定（50歳以上） 60歳到達日以降非違よらず		応募認定（45歳以上50歳未満）		傷病（公務外） 任期終了（会計年度任用職員（フルタイム）のみ）		任期終了（会計年度任用職員（フルタイム）以外） 死亡（公務外） 通勤災害による傷病（公務外）	
1	3条	0.5022	3条	0.837			3条	0.837	3条	0.837
2		1.0044		1.674				1.674		1.674
3		1.5066		2.511				2.511		2.511
4		2.0088		3.348				3.348		3.348
5		2.511		4.185				4.185		4.185
6		3.0132		5.022				5.022		5.022
7		3.5154		5.859				5.859		5.859
8		4.0176		6.696				6.696		6.696
9		4.5198		7.533				7.533		7.533
10		5.022		8.37				8.37		8.37
11		7.43256	5条	13.93605	4条	11.613375		9.2907	4条	11.613375
12		8.16912		15.3171		12.76425		10.2114		12.76425
13		8.90568		16.69815		13.915125		11.1321		13.915125
14		9.64224		18.0792		15.066		12.0528		15.066
15		10.3788		19.46025		16.216875		12.9735		16.216875
16		12.88143		20.8413		17.890875		14.3127		17.890875
17		14.08671		22.22235		19.564875		15.6519		19.564875
18		15.29199		23.6034		21.238875		16.9911		21.238875
19		16.49727		24.98445		22.912875		18.3303		22.912875
20		19.6695		26.3655＊		24.586875＊		19.6695		24.586875
21		21.3435		27.74655＊		26.260875＊		21.3435		26.260875
22		23.0175		29.1276＊		27.934875＊		23.0175		27.934875
23		24.6915		30.50865＊		29.608875＊		24.6915		29.608875
24		26.3655		31.8897＊		31.282875＊		26.3655		31.282875
25		28.0395		33.27075＊	5条	33.27075＊		28.0395	5条	33.27075
26		29.3787		34.77735＊		34.77735＊		29.3787		34.77735
27		30.7179		36.28395＊		36.28395＊		30.7179		36.28395
28		32.0571		37.79055＊		37.79055＊		32.0571		37.79055
29		33.3963		39.29715＊		39.29715＊		33.3963		39.29715
30		34.7355		40.80375＊		40.80375＊		34.7355		40.80375
31		35.7399		42.31035＊		42.31035＊		35.7399		42.31035
32		36.7443		43.81695＊		43.81695＊		36.7443		43.81695
33		37.7487		45.32355＊		45.32355＊		37.7487		45.32355
34		38.7531		46.83015＊		46.83015＊		38.7531		46.83015
35		39.7575		47.709＊		47.709＊		39.7575		47.709
36		40.7619	（35年計算）		（35年計算）			40.7619	（35年計算）	
37		41.7663						41.7663		
38		42.7707						42.7707		
39		43.7751						43.7751		
40		44.7795						44.7795		
41		45.7839						45.7839		
42		46.7883						46.7883		
43	（35年計算）	47.709					（35年計算）	47.709		
44										
45										

1　支給率（調整率含む）……平成30年度～　　2　＊印……給料の特例措置あり（５条の３）